

公共労速報 No.271

2018年8月24日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

「半年は年休とれない」なんてウソ!

みんなで年休を請求しましょう!

～年休取得キャンペーン6月から11月で実施中～

毎年好評の年休取得キャンペーン!いつもはあまり年休を請求しないなあという方も、この機会に年休を請求しましょう!詳しくは公共労各支部まで!



この間、「3日以上請求したよ」という方もいれば、残念ながら「1日も請求できていない」という方もおられます。実際に寄せられた「請求しない理由」についてあらためて考えてみましょう。

「半年は年休をとれない」と新入オリエンテーションで言われた

「半年は年休をとれない」なんてことはありません。公立学校共済組合の職員の場合は、採用された初日から「年休の権利」が発生します。でも新人さんは年休の請求も遠慮しがちですね。先輩から「年休とったらいよ」と声をかけてあげましょう!

上司に取得しないように言われていた

労働基準法では、労働者が年休を請求したら使用者(つまり上司)は断ってはいけないことになっています。それなのに、そもそも上司が「取得しないように」と言うとは言語道断。こんなことを言われた時はすぐに公共労に相談してください。

年休が勝手につけられていた

年休が取得できないよりはまし…かもしれませんが、原則的に年休はいつ、何の目的で取得するかは労働者の自由。厳密にいうと「勝手につけられる」のは法律違反です。ぜひ積極的に請求して、「勝手につけられていた」とならない職場を目指しましょう!

どうせ取れないと思ったから

過去に請求しても断られた経験が何度もあるのでしょうか(>_<)。でも、「断るのは法律違反だ」という認識が管理者の中に徐々に広がってきています。6月7月では、請求した人のうち91%の方が取得出来ています。100%でないのは問題ですが、請求してこそ、年休が取得しやすい職場になっていくのではないのでしょうか。諦めないで請求しましょう～!

土日で休み希望を5つとったため

休み希望を出せる数「5つまで」と職場で決まっているのですね。でもこれは、あくまでも「週休」の希望でしょう。年休は「休み希望」とは全く別の概念です。休み希望を出すときには通常の休み希望とプラス「年休」の希望も併せて出せるといいですね。